

健福第 2 7 1 7 号

令和 4 年 3 月 1 2 日

蓮田市障がい者団体連絡協議会
会長 島 村 道 雄 様

蓮田市長 中 野 和 信

蓮田市障がい者関連施策に関する要望書に対する回答

平素より、蓮田市障がい福祉行政にご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。令和 3 年 1 2 月 2 3 日に提出のあった蓮田市障がい者関連施策に関する要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

【担 当】

蓮田市 福祉課 障害福祉担当 大塚
〒349-0193 蓮田市黒浜 2 7 9 9 - 1
TEL 048-768-3111 (内 138)
FAX 048-769-0684
e-mail fukushi@city.hasuda.lg.jp

蓮田市障がい者関連施策に関する要望書

障害の理解及び制度の全般

1. 地域生活支援拠点事業については、埼玉北地域について面的整備の方針と聞いています。どのような機能をどの地域のどこが分担しているのか教えてください。

(福祉課回答)

地域生活支援拠点については、埼玉北地区地域自立支援協議会を構成する蓮田市、白岡市、幸手市、宮代町、杉戸町の3市2町で設置しています。自立支援協議会圏域の市町、基幹相談支援センター・委託相談支援事業所、サービス事業所（障害者支援施設、グループホーム、通所事業所、指定特定相談支援事業所）が一体となり、5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を担います。

これらの関係機関が円滑に連携できるよう、地域生活支援拠点にコーディネーターを配置するとともに、自立支援協議会の部会として「地域生活支援拠点連絡会」を設置しました。

地域生活支援拠点の分担する地域としては、圏域全体を1つの地域と考え、体制整備に努めています。

2. 蓮田市手話言語条例の周知、公共機関の職員、市民への手話の普及などについて蓮田市の施策の状況を教えてください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答となります。蓮田市手話言語条例については、蓮田市ホームページで周知しております。また、条例制定時は、リーフレットを作成し、自治会への回覧、市内全小中学校の児童生徒への配布を行いました。さらに、公共施設や保育園、幼稚園などで配布するほか、蓮田市聴覚障害者協会や蓮の実会にご協力いただき、広く配布し、周知しました。

職員への普及啓発としては、平成30年度、令和元年度に職員手話講習会を開催しました。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できませんでしたが、現在のところ令和4年度は実施する予定でありますし、今後も継続して、実施していきたいと考えております。

市民への手話の普及については、継続的に、手話奉仕員養成講座（入門過程・基礎課程）、手話通訳者養成講座Ⅰ過程を実施し、手話の普及を図って

まいります。

引き続き、手話に対する理解の促進、手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備に努めてまいります。

3. ハストピア等での催し開催時に、授産製品の販売をする場合にも利用料の減免ができるようにしてください。

(文化スポーツ課回答)

ハストピア施設内で物品販売を行う場合は、通常の施設使用料に100%が加算されます。また、その催事が施設使用料の減免対象の場合は、物品販売が行われると、減免対象ではなくなります。前年度と同じ回答になってしまいますが、ご利用の際は、施設使用料も含めご検討いただき、現状の利用について、ご理解いただきたいと思います。

4. 交通や医療費など障害者の生活に密接にかかわる支出が家計の負担を増大させています。負担軽減の為、また障がいのある人のさらなる社会参加のため以下の内容について実施してください。

① JRや高速道路料金など減免の範囲を拡大し、一日も早く精神障がい者も利用できるように関係機関に要請してください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答になります。JRや高速道路料金の減免につきましては、JR各社やネクスコ各社が自社の公共性を鑑みて、会社ごとに判断をしております。こちらにつきましては、いわゆる企業努力の部分になります。昨年度、要請の機会はございませんでしたが、機会を捉えて要請したいと思います。

② 在宅重度心身障害者手当を精神障がい者手帳2級の人にも拡大するよう県に働きかけてください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答になります。精神障害者保健福祉手帳2級の方は、当該制度において「重度の障害者」にはなっておりませんので、手当の対象にならないと考えております。昨年度、要請の機会はございませんでしたが、機会を捉えて県に働きかけたいと思います。

③ 福祉タクシー券、燃料費助成券の給付枚数を増やすとともに、利用範囲や支給対象を拡大してください。

- ・福祉タクシー券は、従前の発給枚数に応じて50枚の支給を行ってください。
- ・タクシーの初乗り利用を福祉タクシー券2枚まで認めてください。
- ・交付対象を身体障害者手帳下肢5級まで拡大してください。
- ・コロナ禍の外出自粛で手元に残った福祉タクシー券は年度を超えても使えるようにして下さい。

(福祉課回答)

交付枚数を50枚にしてほしい、また、対象者について身体障害者手帳下肢5級まで拡大してほしいとのご要望ですが、福祉タクシー券及び燃料費助成券は、主に重度の心身障害者の方を支給対象としている制度となります。限られた財源の中で実施している事業となりますので、交付枚数及び対象者につきましては、サービスが低下することがないように、現状維持に努めたいと考えております。

福祉タクシー券の利用を1回2枚まで認めてほしいとの要望ですが、福祉タクシー運営協議会事務局である埼玉県障害福祉推進課に、当該内容について蓮田市の意見として回答させていただきました。福祉タクシー運営協議会でも検討を行っているようです。市としても運営協議会の動向を注視しながら、引き続き、検討してまいります。

手元に残った福祉タクシー券について年度を超えても使えるようにしてほしいとの要望ですが、原則として、市では予算単年度主義として、4月1日から翌年3月31日までで予算を作成しておりますので、交付を受けた年度に使用するようお願いいたします。

④ 自立支援医療の自己負担を無料にしてください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答になります。自立支援医療は、本人や世帯の所得に応じ、原則的には自己負担が最大でも1割負担を上限に軽減される仕組みとなっています。しかしながら、費用が高額な治療を長期間にわたって継続しなければならない方（いわゆる「重度かつ継続」の対象になっている方）に対しては、更に低い負担上限自己負担額を設定しております。

このように、すでに必要な方には相応の軽減措置が図られている制度でございますので、ご理解いただきたいと思います。

⑤ 埼玉県重度心身障害者医療費助成制度の拡充に向けて、以下の内容について県に要請してください。

- ・ 65才新規取得者の制限条項を撤廃すること。
- ・ 所得制限については廃止してください。
- ・ 助成対象は精神障害者手帳2級も全年齢に渡って対象とすること。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答となります。平成27年1月より、埼玉県の要綱改正に合わせ、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を支給対象者とし、65歳以上の新規の重度心身障害者の方を支給対象外といたしました。当該改正につきましては、高齢の方々は、介護保険制度などの高齢者の施策で総合的に支援していくという考え方に基づいております。

所得制限の導入につきましては、限られた財源の中、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定するため、埼玉県の要綱改正に合わせ、導入したものです。ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、所得制限の基準としては、世帯所得ではなく、本人所得のみを対象とし、所得制限額は特別障害者手当の基準に準拠するものです。

精神障害者保健福祉手帳2級の方は、現在のところ、重度心身障害者医療費助成制度上、「重度の障害者」とはならないと考えており、制度の対象外となっております。2級への対象拡大については、令和3度もさいたま市などとともに埼玉県の補助事業の対象としてほしいと要望書を提出しました。今後も、引き続き、要望したいと考えております。

暮らしの場に関わること

5. 蓮田市に障害者支援施設が設置できるよう、具体的な手立てを講じてください。

① 誘致が進められるよう、建設に関わる費用の補助、市有地の提供、市街化調整区域での建設の許可等、市は入所施設の整備に向けた具体的な方策を示してください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答になります。入所施設の利用につきましては、埼玉県が入所を希望されている方の入所調整を行い、障害の区分や家庭状況、緊急度等に応じて優先順位付けをして調整を図っています。蓮田市にある施設だからといって、市内の方を優先的に入所していただけるものではないと考えています。一方、平成28年3月議会におきまして、「入所更生施設の建設促進に関する請願」が採択されております。こうしたことを総合的

に鑑みまして、建設に関わる費用補助等について検討していくものと考えます。市有地の提供については、入所施設を整備するためには広大な土地が必要となりますし、入所施設が前述のとおりのものであることから難しいと考えます。

また、市街化調整区域の建設許可につきましては、埼玉県の開発審査会に諮る必要がありますし、入所施設は、埼玉県の指定を受けなければなりませんので、蓮田市だけで判断できるものではありません。市として、入所施設を整備に向けた具体的な方策を示すことは難しいと考えます。

蓮田市としましては、入所施設を整備したいという事業所に対し、連携を図りながら、施設の整備について可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

- ② 現在、設置経営を希望する法人があります。いろいろと難しい問題もあると思いますが市内に入所施設ができるようにして下さい。また、市、県、法人の状況を話せる範囲で教えてください。**

私たちは子供の安心安全な居場所ということが常に頭から離れません。通所・入所しているからそれで終わりではなく見守り支援を希望します。(手をつなぐ親の会)

(福祉課回答)

現在、旧小児医療センター官舎跡地について、入所施設が整備できないか、土地所有者の埼玉県と協議を進めております。埼玉県の方針として、当該土地を直接、設置運営を希望する法人に売却等することはできないと聞いております。

また、市としまして、当該土地を購入することは、多大な財源を確保しなければならず、非常に厳しい状況です。

このような中、施設整備できる方策、引き続き、研究している状況でございます。

- ③ 2021年12月時点の、蓮田市からの入所施設の利用者数、市外施設の利用者数、待機者数を教えてください。**

(福祉課回答)

入所施設の利用者は62名で、市外施設の利用者は59名となっております。また、入所施設に係る現在の待機者は21名です。

6. 蓮田市に障がい者の暮らしの場が増えるように必要な手立てを講じてください。

精神障がい者の暮らしも深刻です。家族依存が温存され、親亡き後の問題が顕在化しています。

① 2021年12月時点の、蓮田市のグループホームの数、定員、蓮田市からの利用者、空き状況を教えてください。

(福祉課回答)

蓮田市内で県に登録しているグループホーム（共同生活援助）は、令和3年度に2か所開所しまして、現在、10か所あり、定員は合計で43名です。いずれのグループホームも既存のアパートや建物を法人が借り受け運営しているものと思います。

蓮田市からの利用者数は3名です。空き状況については、申し訳ありませんが、市で把握しておりません。

② グループホームや入所施設の新設等を含めて、幅広く検討する機会を設け、具体的な計画を示してください。

(福祉課回答)

自治体が行う入所施設やグループホームの整備に対して、国や県は補助金を認めていなく、蓮田市として直接、施設整備を行う予定はありません。

また、入所施設及びグループホームの指定の権限につきましては、埼玉県であり、蓮田市ではありません。こうした制度のもと、入所施設及びグループホームの新設を社会福祉法人にはたらきかけることは難しい状況です。現段階では、具体的な計画を示すことはできかねます。

蓮田市では、「かがやき はすだプラン」を策定していますが、当該計画にあるとおり、入所施設やグループホームの設置を希望する事業者から相談等がありましたら、設置に向けて、積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。なお、前述したとおり、令和3年度に新しく2か所（定員8名）整備されました。

③ 家賃補助、重度者への加算など、精神障がい者を含めて誰もが安心して利用することができるホームの整備促進に向けた方策を示してください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答になります。グループホームの利用者につきまして、生活保護世帯または低所得（市町村民税非課税）世帯を対象に、利用者一

人当たり月額1万円を上限に助成されます。また、平成30年度の報酬改定では、重度障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型が新設され、報酬も設定されております。このように、国の動向に注意しつつ、適正な障害サービスにかかる助成や報酬の支給に努めてまいります。グループホームの整備につきましては、②でお答えしたとおりです。

7. 短期入所の専用施設を広域での設置について、自立支援協議会構成市町での検討の状況を教えてください。

(福祉課回答)

短期入所を提供している事業所は、自立支援協議会圏域に5施設(定員26名)ありまして、いずれも入所施設に併設するものです。蓮田市には1施設(定員2名)あります。

短期入所の専用施設の設置について、昨年度、埼葛北地区地域自立支援協議会の3市2町で検討する機会はございませんでした。短期入所の専用施設を3市2町で設置することにつきましては、必要性は十分に認識しておりますが、財源措置、用地確保など課題が多く難しいと考えております。

日中の活動の場に関すること

8. 「はなみずき作業所」の改築の進捗状況を教えてください。

(福祉課回答)

はなみずき作業所の改築については、現在、施設レイアウトの検討など設計業務を進めており、令和4年度に建築工事に着工できるよう取り組んでおります。

工事期間中、はなみずき作業所の利用者は、そのまま現在の作業所に通所していただき、新しい建物ができたら、そちらに通所していただくよう計画しております。新しい建物につきましては、令和5年3月の完成を目指します。新しい建物が完成した後、既存の作業所の解体、外構工事を行う予定です。

9. 就労に係る施策を拡充してください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答になります。市は、蓮田市社会福祉協議会に、蓮田市障がい者就労支援センター事業を委託しています。センターでは職業相談、就職準備支援、職場定着支援などの就労支援業務と、日常生活の支援、職業

生活継続支援などの生活支援業務を行っています。利用登録者は114名おり、センターでは、利用者が安心して働き続けられるよう就労と生活の支援を実施しています。

また、就労に係る障がい福祉サービスには、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、就労移行支援があります。令和3年12月現在の支給決定件数について、就労定着支援は5件、就労移行支援は26件、就労継続支援A型は24件、就労継続支援B型は71件となっています。

今後も、継続して、就労に係る障害福祉サービスの適正な支給決定や障がい者就労支援センターとの連携を図りながら、障がい者の就労支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

障がい者が安心して集まれる場所に関わること

10. 精神障がい者が安心して集まれる場所を提供してください。

かもめ会に環境学習館の一部施設を貸していただけると聞いています。

定期的な優先利用と活動環境の整備ができるようにして下さい。

(みどり環境課回答)

新しい環境学習館では、会議室や談話室等の整備を計画しておりますので、広く地域の皆さまにご活用いただければ幸いです。

11. 精神障害者当事者会「そよ風」の活動場所の確保に便宜を図ってください。

毎月、第3土曜日に定例会をしています。図書館を定期利用できるようにして下さい。また、定例会に精神保健福祉士を派遣して下さい。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答となります。市内には、さまざまな団体がありますが、必要に応じてご自分で施設を予約していただいていると思います。定例会の開催等につきまして、お手数ですが、各団体と同様、そよ風様で施設の予約をいただくようお願いいたします。

また特定の団体の定例会に、精神保健福祉士を派遣することは難しいと考えております。何かあれば、市福祉課、委託相談支援事業所※などにご相談いただければと思います。市福祉課では、ケースワーカーが不在の場合もありますので、できれば事前に電話連絡等いただくと幸いです。

※委託相談支援事業所

埼葛北地区地域自立支援協議会構成市町では、共同で3か所の委託相談支援事業所に委託しています。

○埼葛北障害者生活相談支援センターたいよう

電話：0480-48-7731

○埼葛北障害者生活相談支援センターふれんだむ

電話：0480-36-2600

○埼葛北障害者生活相談支援センターひらの

電話：0480-48-2113

**12. 地域活動支援センターを蓮田市に設置してください。
精神保健福祉士を常駐させてください。**

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答となります。地域活動支援センターは、埼葛北地区地域自立支援協議会圏域市町（蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）で委託しています。センターは宮代町にあり、精神保健福祉士も配置されています。

自立支援協議会圏域市町では、現在のところ、新たに地域活動支援センターを設置することは考えておりません。また、蓮田市単独で地域活動支援センターを設置することは財政的にも厳しいと考えております。

13. 在宅障害者が地域社会で、安心して、市民と共生することのできる施設として（仮称）障害者福祉センターを建設してください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答となります。（仮称）障害者福祉センターの建設につきましては、現在のところ予定しておりません。設置については、今後の検討課題とさせていただきます。

相談支援に関わること

14. 蓮田市には障がい者のための相談支援の事業所がありません。広域での設置となっていますが、蓮田市の障がい者には使いにくいものになっています。蓮田市に相談支援事業所が設置できるようにしてください。

(福祉課回答)

指定特定相談支援事業所は、蓮田市内に1か所あります。

委託相談支援事業所は、埼玉葛北地区地域自立支援協議会圏域に3か所あります。白岡市、宮代町、幸手市にそれぞれ1か所で、蓮田市内には委託相談支援事業所はありません。

相談支援事業の提供するサービスは、いわゆるアウトリーチという形で、事業所の相談員が家庭訪問等を行い、相談支援を行っております。委託相談支援事業所は市内にございませんが、利用される方のご不便はそれほどないと考えております。

指定特定相談支援事業所の指定につきましては、市の権限になります。蓮田市に指定特定相談支援事業所の設置を希望する事業所がございましたら、積極的に支援してまいりたいと思います。

安心して住みやすい町づくり

15. 公共施設のバリアフリー化を推進してください。以下の内容について検討し実施計画を示してください。

①公共施設に放送が聞き取れない方のための電光掲示板を設置してください。

(庶務課回答)

昨年度と同様の回答になります。電光掲示板につきましては、市庁舎正面入口付近に会議室案内や庁舎案内のため設置しているところです。

今後も設置を継続するとともに情報提供の機能拡大ができるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

(自治振興課回答)

公共施設への電光掲示板の設置につきましては、本庁舎の取り組み等を参考にしながら今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

また、耳マークを掲示し、筆談用ノート、コミュニケーションボードを設置しました。今後も障害のある方の利用に際して不便な点がないよう努めてまいります。

(総合窓口管理課回答)

令和3年4月にオープンした蓮田駅西口行政センターには、現在、電光掲示板を設置しております。

行政情報を登録して流すことができるもので、電源も非常用電源に対

応しておりますので、災害時にも使用可能です。

登録内容は行政センター内で更新できますので、必要な情報を適切なタイミングで提供できるように努めてまいります。

(社会教育課回答)

昨年と同様の回答となります。図書館・公民館・文化財展示館では、館内放送による案内を行っていません。

障がいのあるかたには個別に対応するピクトグラムやコミュニケーションボードを活用した案内を行うなど、利用に際して不便な点がないよう心がけてまいります。

(文化スポーツ課回答)

総合市民体育館につきましては、今後予定されております大規模改修の中で検討したいと考えております。また、総合文化会館につきましては、改修等の機会を捉え、ほかの施設の取り組みを参考にしながら、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

今後も文化スポーツ課では、利用者が安心して来館していただけるよう、非常時における避難・誘導等を想定した職員訓練の実施等に努めてまいりたいと考えております。

②はなみずき作業所の建て替え計画による団体交流室について進捗状況を教えてください。

(福祉課回答)

令和3年3月に策定した「はなみずき作業所等基本計画」では、複合施設機能の検討として、利用者及び保護者が交流できるスペースを掲げています。

はなみずき作業所の改築につきましては、設計業務の委託を行い、令和4年3月の完了を目指し、レイアウトの検討などを進めております。令和4年度には、建物の建築工事に着工できるよう、予算の確保を図っております。

交流スペースにつきましては、本来、利用者及び保護者の利用を想定していますが、今後、利用されていない際の有効利用について検討したいと考えております。

16. ボランティアの養成が進むよう必要な手立てを講じてください。

(福祉課回答)

蓮田市でのボランティアの育成・支援拠点は、蓮田市社会福祉協議会となります。ボランティア活動の支援として、ボランティアセンターの運営、ボランティアの養成と研修、ボランティアグループの連絡協議会の開催等を行っており、令和2年度末で、登録団体は19団体(令和元年度:20団体)、ボランティア登録者数は384名(令和元年度:392名)となっております。

ボランティア派遣件数につきましては(社協受付分)11件(令和元年度:122件)、夏季ボランティア体験講座数につきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としましたが(令和元年度:15講座、141名)、冬季ボランティア体験講座を開催し2講座、参加25名の実績となっております。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一部活動が制限されておりますが、今後も、蓮田市社会福祉協議会を拠点として、ボランティア育成・支援に取り組んでいきたいと考えております。

17. AEDの未設置地域に設置が進むよう必要な手立てを講じてください。

聞こえない人にも対応できるような機能を備えた機器の設置状況を教えてください。

(健康増進課回答)

AEDにつきましては、現在、蓮田市で公共施設43か所に設置(別に貸し出し用として1台あり)しております。

埼玉県「埼玉県AED普及推進ガイドライン」に基づき、蓮田市もAED普及啓発を行っており、設置につきましては、自治体は公共施設へ、民間事業所は事業所の判断で設置、となっております。今後も、埼玉県からの情報等を参考に、普及啓発を行ってまいります。

なお、聞こえない方でも利用可能な液晶画面のイラストによる操作説明機能を備えたAEDにつきましては、蓮田駅西口行政センターに1台導入しております。公共施設への設置機器については、来年度の賃貸借契約の更新に合わせて、1台設置箇所を追加する予定です。今後も、契約更新時などにその導入について検討してまいります。

防災対策

18. 防災計画の策定にあたっては障がい当事者の意見が反映されるよう、計画策定段階から参加できるようにしてください。

(危機管理課回答)

蓮田市地域防災計画については、今年度改定を進めており策定段階において、福祉担当各課を通して当事者の方の意見を踏まえるとともに、1月にパブリックコメント制度を実施しました。

今後も、このような計画を策定する際には、当事者の方の意見が反映されるような仕組みを講じてまいります。

19. 福祉避難所について障害者に周知してください。防災訓練における当事者の声を聴く機会を作ってください。

(危機管理課回答)

福祉避難所は、災害等が発生した場合、必要に応じて二次的な避難所として開設されるものでございます。現在、蓮田市では、老人福祉センター、県立蓮田特別支援学校及びハストピア（総合文化会館）の3箇所を指定しています。改めて『広報はすだ令和3年12月号』の誌面にて福祉避難所の周知を行ったところです。

また、防災訓練につきましては、当事者の皆さまのご意見を伺う機会を設けられるよう検討し、可能な範囲で訓練にご意見を反映できるよう配慮してまいりたいと存じます。

新型コロナウイルス関連

コロナ関連全般

20. 主たる介護者がコロナウイルスに感染した場合、支援が必要な障害者を受け入れる施設を、蓮田市内あるいは近隣に確保してください。検討の進捗状況を教えてください。

(福祉課回答)

介護者が病気などにより不在となる場合に、短期間、施設で、支援や介護を受けられるサービスとしまして、短期入所が考えられます。短期入所には、障害者支援施設の提供する福祉型と、病院などが提供する医療型があります。蓮田市内及び埼玉葛北地区地域自立支援協議会圏域内の短期入所の状況は、7.でお答えしたとおりです。また、蓮田市が短期入所の施設を整備することは難しいと考えております。

令和3年度において、実際に利用に至りませんでした。介護者が新型コ

コロナウイルスに感染し、医療機関に入院した際、市、障がい関係施設、地域生活支援拠点などが連携し、対応を行った事例がございました。

今後も、こうした関係機関と連携強化を図り、適切に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

2 1. 感染を抑え、クラスターを予防するため、PCR 検査体制を拡充してください。エッセンシャルワーカーに定期的な検査を行うよう県に申し入れてください。

(健康増進課回答)

埼玉県において、障がい者施設等の職員等に対する定期的な PCR 検査等を実施しております。

2 2. 市は定期的に、障害者団体や施設・事業所の状況把握を行ってください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答になります。状況把握としましては、随時、福祉課などにご相談いただければと思います。本人やご家族、事業所等から相談いただき、職員が支援、対応した事例もございました。

可能であれば、蓮田市障がい者団体連絡協議会様の定例会などで、各団体・事業所などの状況を把握し、ご連絡いただけると幸いです。

2 3. 障害者の人権とくらしを守るために、障害福祉事業と利用者等に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を行ってください。

① 障害福祉施設等にアルコール消毒、マスクなどの衛生用品を安定的に供給する方を講じてください。

(福祉課回答)

令和 2 年度には、蓮田市の備蓄につきまして、障害福祉施設及び高齢者施設にマスク、消毒液を配布したほか、埼玉県の依頼によりマスク等を施設に配布させていただきました。

また、令和 3 年度は実施していませんが、埼玉県では、令和 2 年度に「障害福祉施設・事業所における感染症対策やサービス提供に関する補助」として、マスク、消毒液、手袋、ガウンなどの衛生用品の購入も経費として助成してまいりました。

必要に応じて、障害福祉施設、高齢者施設等に衛生用品を配布できるよう、埼玉県などの動向に注視しながら、関係機関、関係課などと連携を図ってまいります。

② 利用者・職員に感染者が出た場合や疑いが出た場合に、PCR検査等が速やかに行える体制を整えてください。

(福祉課回答)

埼玉県では、発熱などがある場合に受診し、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療ができる医療機関を「埼玉県指定診療・検査医療機関」として公表しており、蓮田市内には11箇所あります。

また、埼玉県受診・相談センターでは、受診先の確認や、医療機関を受診すべきか迷う場合などの対応について相談することができます。

入所施設や通所施設で感染者が出た場合の対応としましては、埼玉県東部福祉事務所に連絡が必要となると思いますが、蓮田市としても東部福祉事務所など関係機関とも連携を図り、対応してまいります。

(健康増進課回答)

利用者や職員に感染者が発生した場合については、蓮田市の管轄保健所である幸手保健所が、感染症法等に基づき対応しております。症状があるかたや、保健所から濃厚接触者等と認定されたかたは、埼玉県指定診療・検査医療機関において、PCR検査等を受けることができます。実施方法等は、保健所が各施設等の状況等を踏まえ、対応しております。

また、12月23日からは、埼玉県PCR検査等無料化事業が開始されましたが、12月28日からは、発熱等の症状がない、感染に不安のあるかたは、指定の薬局において、PCR検査等を実施できます。

24. 障害者施設へのワクチン接種については、高齢者施設と同様に優先枠をみとめ、分かりやすい接種計画を示してください。

(健康増進課回答)

追加接種（3回目接種）では、各個人の2回目接種完了日により接種可能日が異なります。蓮田市では高齢者施設と同様に、1・2回目の接種体制を基本としつつ、各施設で接種体制を調整し、申請をいただければ接種券を前倒しで発送いたします。

なお、接種券は住民票所在の市町村から発行されます。

実態の把握

25. 市内在住の視覚障害者の実態を把握して、適切な対策を講じてください。

(福祉課回答)

昨年度と同様の回答になります。蓮田市には視覚障がい者の団体はありません。視覚障がい者のかたの実態としては、福祉課における本人の聞き取りや指定特定相談支援事業所等からの相談を通して、把握している状況です。その上で、必要な障害福祉サービスや補装具、日常生活用具の支給決定を行っております。